

事業の運営状況について

2004年5月17日
(社)日本経団連総務本部

1. 公益事業

(1) 公益事業の内容

本会は、総合経済団体として、経済界における各部門の連絡を図り、民間の経済活力を高める観点から、財政経済・産業・社会労働分野における内外の諸問題について経済界の公正な意見を取りまとめ、その実現に努力し、もって国民経済の自立と健全なる発展を促進することを目的とする。

(定款第1章第3条・4条より抜粋)

定款に掲げる事業は公益事業であり、以下は具体的な活動内容である。

(2003年度事業計画より抜粋)

政策検討推進活動

【経済・法制関係】

- ・ 適切なマクロ経済政策運営の実現
- ・ 社会保障制度、税制、財政構造の一体的改革の実現
- ・ 複線的金融システムの構築
- ・ 経済法制のさらなる整備

【行革・産業・国土関係】

- ・ 規制改革・行政改革のさらなる推進
- ・ 構造改革の着実な進展、新たな成長分野の振興
- ・ ITの利活用の促進
- ・ 都市再生と地方振興、良好な居住環境の実現
- ・ 物流効率化、流通分野における改革の推進

【技術・環境・エネルギー関係】

- ・ 競争力を有する科学・技術基盤の整備と先端技術の事業化・産業化
- ・ 地球温暖化問題への対応と廃棄物問題への取組み
- ・ エネルギー政策の着実な推進
- ・ 防衛生産・技術基盤の維持・強化
- ・ 宇宙開発利用の促進、宇宙産業の競争力強化
- ・ 自然保護プロジェクトの推進

【社会関係】

- ・ 広報・出版活動の積極的展開
- ・ 政策本位の政党政治の実現
- ・ 企業・経済界に対する社会の共感と信頼性の向上
- ・ 企業の社会貢献活動の推進、NPO等との連携・協働の支援
- ・ 教育改革等の推進
- ・ 防災対応の推進

【労働関係】

- ・ 企業経営者が探るべき指針の策定
- ・ 適切な雇用対策のあり方の検討
- ・ 人事・賃金管理のあり方、ダイバーシティ・マネジメントの検討
- ・ 労働法規のさらなる整備
- ・ 自立する中小企業の確立
- ・ 少子化対策の推進
- ・ 国際労働・社会分野に関する議論への参画

【国際関係】

- ・ 自由貿易体制の推進・強化
- ・ ODA改革と途上国への経済協力の推進
- ・ B I A C 活動への積極的参加
- ・ 北米、欧州、アジア・大洋州、中南米、中東・アフリカ、ロシア・N I S 各地域との経済関係の強化
- ・ 経営者団体間の交流・協力

広報活動（各界との対話の促進、報道関係者との会見および取材協力）

図書資料収集活動（レファレンスライブラリーの運営、各種情報提供サービス、経済産業データベースの構築と充実等）

地方連絡活動（全国各地経済界との交流促進等）

出版・研修事業（機関誌、活動レポート、広報誌等の発行、各種研修・セミナーなどの開催）

(2) 収支および会計上の区分

事業毎に会計区分はしており、一般会計は、(a)政策検討推進活動費 (b)広報活動費 (c)図書資料収集活動費 (d)地方連絡活動費 (e)出版・研修事業費に区分。

公益事業が全事業に占める割合は100%。

(法人税法上の33業種に該当する事業はあるものの、全て公益を目的とした事業である。)

(3) 公益事業である理由

年間100を超える政策提言を通じ、税制・法制面等で企業活動をめぐる環境整備を行うことにより、企業の活力を引き出し、わが国経済の活性化を推進。経済の活性化は広く国民生活の便益を向上。

ミッションの派遣等、民間経済外交を積極的に展開し、政府の外交と一体となって、各国政府・経済界との連携の強化にあたり、自由貿易体制の推進等、世界経済の発展を推進。

政策提言等を通じ、教育改革や防災対応の推進を図るとともに、1%クラブ等の活動を実施することで企業の社会貢献活動を推進。

会員であるわが国を代表する企業・団体に対し「企業行動憲章」や「地球環境憲章」の遵守を働きかける等して、国民の利益に合致しない企業の行動を抑制し、健全な経済社会の実現に貢献。

(4) 対価の水準

研修会等で対価を収受する場合があるが、その水準は実費の一部相当分である。実施する研修の内容等からいって、営利法人と競合することはない。(2002年度実施分9件/総経費：約2,923万円、徴収会費：約2,499万円、一般会計負担額：約424万円)

(5) 営利法人による事業との差異

営利法人は経済活動により収益をあげ、税金を負担することで、経済発展に貢献しているのに対し、経団連は総合経済団体として個々の企業が経済活動を円滑に行えるよう、企業に共通する横断的な側面から環境整備を行うことで、経済発展に貢献。

こうした公益活動の事業費を経団連は会員企業からの会費でまかなっているのに対し、営利法人は同様の事業を行うにも直接の収入源を有せず、また実施するインセンティブも持ち得ない。

(6) 寄付金

寄付金は受入れておらず、活動費は全て会員からの会費で賄っている。

公益活動に対する資金面の支援として、国際的な学術・文化交流、福祉、教育、研究開発、体育振興、史跡保存、自然保護および災害復興支援など「経済界募金」による協力をしており、2003年度の募金協力総額は、約19億円となっている。(主な事例：愛知万博会場建設費支援、イラン南東部大地震義援金募金)

2. 収益事業

(1) 収益事業の内容

定款上、公益事業として定める活動の一環であるが、税法上の出版事業(政策推進活動の成果について広く一般国民に理解を求めため)、不動産貸付業(関連団体への事務室提供のため)、席貸業(定款に定める公益事業推進のための諸会合を行う上で必要な経団連会館の運営)を行っている。

(2) 収支及び会計上の区分	(注) 2002 年度決算額
出版事業会計	20,001,427 円
不動産貸付会計	1,677,678 円
会館事業会計	138,033,543 円

(3) 収益事業による収益の使途

上記の通り、総額で赤字のため、公益事業への充当はない。

3. 内部留保

予算は定時総会(5月末開催)で承認されるため、会費納入時期までの間を目途に運営資金を確保している。(会計年度は4月～3月)

現行の指導監督基準における内部留保の定義は現状において対応可能と考える。

安定した事業運営のためには、1年分ぐらいが望ましい。

内部留保は繰越収支差額として、会計上、区分している。また、指導監督基準においては内部留保に含まれないが、将来の特定の支出(OA化拡充積立資産・事務室設備更新積立資産等)に備え必要な資産を積立している。

4. 税制上の取扱い

収支差額を次年度当初の運転資金に充てているため、課税された場合は事業継続が困難となる。

営利法人並み課税となった場合には、将来の支出に備えた積立金などに納税額が発生し、事業運営に影響を受ける。

5. ガバナンス(定款第3章、第5章等より抜粋)

(1) 理事会、監事、社員総会等の機能と相互関係

【総会】(1回)

事業計画・報告、収支予算・決算、役員、決議などの重要事項を決定する。

【理事会】(11回)

業務の執行および本会運営上、特に重要な基本的事項を審議・決定する。なお、理事は、会員代表者及び推薦会員のうちから総会において選任され、理事会は民法上の理事をもって構成する。

【常任理事会】(5回)

理事会の委任を受けて、本会運営上の重要事項を審議する。

【会長・副会長会議】(11回)

本会運営上、特に重要な基本的事項を審議する。

【評議員会】（1回）

会長の諮問に答えるとともに、会長に対して意見を述べる。
なお、評議員は、会員代表者、会員の役員及び推薦会員のうちから総会において選任する。

【評議員懇談会】（2回）

重要政策課題に対して意見を述べる。

【評議員会議長・副議長会議】（4回）

評議員会の委任を受けて、運営上の重要事項に関し会長の諮問に答えるとともに、会長に対して意見を述べる。

【監事会】（1回）

本会の財産状況及び民法上の理事の業務執行の状況を監査する。
なお、監事は、会員代表者及び推薦会員のうちから総会において選任する。但し、民法上の理事は監事を兼ねることができない。

【財務委員会】（1回）

財務に係る事項を審議する。

【顧問・推薦会員懇談会】（4回）

当会の活動に対して助言する。

(2) 情報公開の内容、対象、方法、スタンス等

本会のホームページを通じて、インターネット上、以下の内容を公開。
なお、社員名簿を公表した場合には、反社会的勢力から寄付その他の要求等が懸念されるため、当事務所において一般の閲覧に供している。

【業務・財産等に関する資料】

定款、役員名簿、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、事業計画書、収支予算書。

(3) 会計監査

全ての会計項目について、公認会計士による定期的な監査を受けている。

(4) 管理コスト

理事会、評議員会等の開催をはじめとするガバナンスに係る費用として、年間数億円を要している。

(5) 社員の資格要件の有無

【普通会员】

団体会員：業種別全国団体と地方別経済団体及びこれに準ずる機関。

企業会員：経済事業を営む法人。

【推薦会員】

経済界の学識経験者の内から理事会の議決を得て、会長の推薦した個人。

【特別会員】

団体会員に該当しない経済団体及び企業会員に準ずる事業体。

6. その他

(1)費用として把握できない無償の役務・財の提供の有無

会長等は無給であり、会員企業からは研修者を受入れている。

(2)会費水準の設定の考え方

当該会員の純資産額をベースに経営規模、売上高、同業他社とのバランス等の諸事情を勘案して決めている。

以 上